

美浜町企業誘致条例補助金について（抜粋）

令和元年 12 月 19 日現在

(1) 新設の場合

立地区分	要件		事業所区分					
			製造業	物流関連産業	情報サービス業	周年園芸施設	試験研究所	旅館業
新設	投下固定資産総額		2,000 万円以上					
	新規雇用者数	下記以外	① 投下固定資産総額が 2,000 万円以上 1 億円未満の場合			3 人以上		
		若狭美浜インター産業団地及び美浜町松原産業団地	② 投下固定資産総額が 1 億円以上 2 億円未満の場合			5 人以上		
	③ 投下固定資産総額が 2 億円以上の場合			10 人以上				
④ 投下固定資産総額が 4 億円以上の場合			20 人以上					
敷地面積又は建築床面積		敷地面積が 1,500 m ² 以上又は建築床面積が 500 m ² 以上			客室数が 30 室以上			

交付基準

1 対象経費	(1) 用地の取得及び造成に要する経費 (2) 工場等の建設に要する経費 (3) 構築物、機械、装置等の償却資産の取得に要する経費 (4) 過去に本条例による助成金の交付を受けた施設を対象とする場合、当該助成金の対象経費に該当したものは除く。	
2 交付要件	(1) 用地の取得が操業開始の日前 3 年以内であること。 (2) 操業開始後 2 年以内に新規雇用者の数が企業立地助成金の指定要件の表に掲げる指定要件に合致していること。 (3) 企業立地助成金の交付決定後 3 年以内に新規雇用により増加した正規従業員の増加した数が企業立地助成金の指定要件の表に掲げる指定要件に掲げる新規雇用者の数を下らないこと。 (4) 美浜町税条例に掲げる税を滞納していないこと。	
3 交付額	投下固定資産総額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。	
4 限度額	若狭美浜インター産業団地及び美浜町松原産業団地に新設の場合	2 億円
	上記以外	1 億円

雇用促進奨励金の交付基準

1 対象経費	工場等を立地に伴う雇用拡大に要する経費
2 交付要件	(1) 企業立地助成金の交付基準を満たしていること。 (2) 交付期間は、操業開始後 2 年以内とする。 (3) 交付の対象の新規雇用者は、町内に住所を有し、かつ、当該採用された日から 12 月以上継続して雇用されているものとする。
3 交付額	新規雇用者数 1 人に 100 万円
4 限度額	1 企業当たり 3,000 万円

社宅整備助成金の交付基準

1 対象経費	(1) 用地の取得及び造成に要する経費 (2) 社宅の建設又は取得に要する経費 (3) 構築物、機械、装置等の償却資産の取得に要する経費
2 投資要件	投下固定資産総額が 2,000 万円以上
3 交付要件	(1) 本町内において従業員の居住を目的とした社宅の建設又は取得したものであること。 (2) 企業立地助成金の交付決定を受けていること。 (3) 交付期間は、操業開始 10 年以内とする。
4 交付額	投下固定資産総額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
5 限度額	1 億円